

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 通信教育部の組織(第四条―第七条)
- 第三章 正科課程、入学、休学、退学及び除籍(第八条―第二十三条)
- 第四章 修業年限及び授業科目(第二十四条―第二十六条)
- 第五章 授業及び履修方法(第二十七条―第三十二条)
- 第六章 試験及び成績(第三十三条―第四十条)
- 第七章 卒業及び学士の学位(第四十一条・第四十二条)
- 第八章 正科生以外の履修者等
 - 第一節 科目等履修生(第四十三条―第五十一条)
 - 第二節 聴講生(第五十二条―第五十八条)
- 第九章 入学検定料、学費及び手数料(第五十九条―第六十六条)
- 第十章 学生証等(第六十七条・第六十八条)
- 第十一章 奨学及び賞罰(第六十九条・第七十条)
- 第十二章 中央大学学則の準用(第七十一条)

附則

第一章 総則

(この学則の目的)

第一条 この学則は、中央大学(以下「本大学」という。)の行う通信による教育の特殊性に鑑み、中央大学学則第五条第二項に基づき、通信教

育課程(以下「通信課程」という。)の組織及び運営について、必要な基準を定めることを目的とする。

(中央大学通信教育部)

第二条 本大学法学部に、中央大学通信教育部(以下「通信教育部」という。)を置く。

(通信課程)

第三条 通信教育部は、通信課程の実施に当たる。

2 通信課程に、正科課程を置く。

第二章 通信教育部の組織

(通信教育部長)

第四条 通信教育部に、通信教育部長(以下「部長」という。)を置く。

2 部長は、通信教育部に関する事項をつかさどり、通信教育部を代表する。

3 部長は、本大学教授のうちから、法学部教授会(以下「教授会」という。)で選出した者につき、学長が委嘱する。

4 部長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 部長に事故があるときは、その職務を代行する者を置くことができる。

(通信教育部委員会)

第五条 通信教育部に、通信教育部委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、部長及び十人の委員をもって構成する。

3 前項の委員のうち九人は、法学部教授会において互選し、学長が委嘱する。委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 法学部長は、職務上、第二項の委員となる。

5 委員会は、通信課程の実施に関する重要な事項及び教授会から委任された事項について審議する。

6 委員会は、部長が招集し、その議長となる。

7 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第六条 通信課程の授業は、本大学の通学課程の教員が担当する。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、その他の適任者に担当させることができる。

2 通信課程の学習指導については、前項に定める者のほか、委員会の選任するインストラクターに担当させることができる。
(事務局)

第七条 通信教育部に、事務局を置く。

2 事務局は、通信課程の実施に関する事務を処理する。

3 事務局に關し必要な事項は、別に定める。

第三章 正科課程、入学、休学、退学及び除籍

(正科課程及び正科生)

第八条 通信課程における正規の大学教育の課程を、正科課程という。

2 正科課程の学生を、正科生という。

(入学の定員)

第九条 通信課程の毎年度の入学定員は、三千人とする。

(入学の時期)

第十条 入学の時期は、四月一日及び十月一日とする。

2 入学手続を五月三十一日までに終えた者は、その年度の四月一日に入学したものとし、十一月三十日までに終えた者は、その年度の十月一日に入学したものとす。

(入学の資格)

第十一条 入学を志願する者は、入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む。)

八 学校教育法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であつて、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると本大学が認めたもの

九 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと十八歳に達したものの
(入学の志願)

第十二条 入学を志願する者は、所定の入学検定料を添えて、入学願書その他必要な出願書類を提出し、選考を受けなければならない。

(入学の許可)

第十三条 入学は、選考の上許可する。

(入学の手続)

第十四条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書その他の必要な入学書類に学費を添えて、入学の手続をしなければならない。

(保証人)

第十五条 保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、入学を許可された者の在籍中の一切の事項について責任を負う。

3 死亡その他の事由により保証人を変更したときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(変更届)

第十六条 学生又は保証人が氏名を改め、又は居住地を変更したときは、その旨の変更届を提出しなければならない。

(編入学)

第十七条 第二年度次生又は第三年度次生に欠員があるときは、編入学を許可することができる。

- 2 第二次に編入学を志願する者は、編入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 大学第一次を修了した者又はこれと同等以上の資格のある者
 - 二 短期大学を卒業した者
 - 三 高等専門学校を卒業した者
 - 3 第三次に編入学を志願する者は、編入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 学士の学位を有する者
 - 二 大学第二次を修了した者
 - 三 短期大学を卒業した者
 - 四 高等専門学校を卒業した者
 - 五 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、かつ、第十一条第一号から第八号までの各号のいずれかに規定する入学の資格を有する者
 - 六 旧制高等学校若しくは専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格のある者
 - 4 編入学の志願・許可及び手続については、第十二条から第十四条までの規定（これと直接関連する規定を含む。）を準用する。
- 第十八条 削除
- (二重学籍の禁止)
- 第十九条 本大学通学課程又は他大学に在籍している者は、通信課程の正科生となることはできない。
- (休学)
- 第二十条 病気その他やむを得ない事由によつて休学しようとする者は、保証人連署の休学願にその事由を証明する書類を添えて、休学の許可を受けなければならない。
- 2 休学の期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の末日までとする。
- 3 前項の期間を超えて休学を延長しようとする者は、その理由を付して保証人と連署の再休学願を所定の期日までに提出し、許可を受けなければならない。

- 4 休学の期間は、通算して四年を超えることはできない。
- 5 休学の期間については、学費を減額することができる。
- (退学)
- 第二十一条 病気その他の事由によつて退学しようとする者は、保証人連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。
- (除籍)
- 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。
 - 一 本大学通学課程又は他大学に在籍している者
 - 二 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者
 - 三 第二十四条第二項の在籍期間を超えた者
 - 四 退学の決定をされた者
- (再入学)
- 第二十三条 退学した者又は除籍された者が再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願に理由書を添えて、再入学の許可を受けなければならない。

第四章 修業年限及び授業科目

(修業年限)

- 第二十四条 修業年限は、四年とする。ただし、第十七条の規定により、第二次に編入学した者は、一年の課程を修了したものとみなし、第三次に編入学した者は、二年の課程を修了したものとみなす。
 - 2 在籍期間は、前項の修業年限に八年を加えた期間を超えることはできない。
 - 3 前項の在籍期間には、休学の期間を含むものとする。
 - 4 修業年限及び在籍期間は、第十条第一項に定める入学の日から起算する。
- (学年)
- 第二十五条 学年は、次のとおりとする。

- 一 四月入学者については、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 二 十月入学者については、十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わる。

(授業科目)

第二十六条 授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第一のとおりとし、年次配当その他については教授会が別に定める。

第五章 授業及び履修の方法

(授業の方法)

第二十七条 授業は、印刷教材等による授業（以下「通信授業」という。）、面接授業若しくは多様なメディアを利用して行う遠隔授業（以下「メディア授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

(履修の方法)

第二十八条 正科生は、毎学年の初めに、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期日までに、履修届を提出しなければならない。

- 2 各年次において履修できる授業科目の単位数の上限（年次別最高履修単位）は、別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、各年次において十単位を超えない範囲で、追加履修をすることができる。

(教材)

第二十九条 授業のために、教材を配布又は指定する。

2 教材の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 基本教科書 通信教育部が発行する教科書
 - 二 指定教科書 市販教材の中から、通信教育部が教材として指定する教科書
 - 三 メディア型教材 第三十一条の二第一項第二号及び第三号のメディア授業において利用するコンテンツ
 - 四 補助教材 通信教育部が発行する機関誌「白門」等
- 3 前項第三号に定めるメディア型教材については、第三十一条の二第一項第二号及び第三号のメディア授業を受講する者以外の者も別に定めるところにより視聴することができる。

(学習報告)

第三十条 通信授業を受講する者は、所定の報告課題について、一単位につき一通以上の学習報告を提出し、添削指導を受けなければならない。ただし、面接授業又はメディア授業を受講をもって、学習報告の提出に代えることができる。

(面接授業)

第三十一条 正科生は、その在籍期間中に、面接授業を受講し、かつ、次の各号に定める区分に従って、授業科目の単位（以下「面接授業単位」という。）を修得しなければならない。

- 一 一年次入学者 三十単位以上
- 二 二年次編入学者 二十三単位以上
- 三 三年次編入学者 十五単位以上

2 前項の規定にかかわらず、本大学に一年以上在籍したことのある者については、別に定める基準に基づき、前項に定める面接授業単位の全部又は一部の修得を免除することができる。

3 面接授業は、次の各号に定める区分により行う。

- 一 夏期面接授業 本大学の校舎において夏季休業期間中で本大学の指定する期日に実施するもの
- 二 通学面接授業 本大学の校舎において通学課程の授業を受講させるもの
- 三 短期面接授業 本大学の指定する場所及び施設で、本大学の指定する期日に実施するもの
- 4 面接授業の日時及び実施会場については、そのつど公示する。
- 5 授業科目のうち、導入教育について修得した単位は、第一項各号の面接授業単位数に算入しない。

(メディア授業)

第三十一条の二 第二十七条に定めるメディア授業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 リアルタイム型メディア授業 インターネットその他高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を用いて、授業を中継した音声付き動画を当該授業を行う教室等以外の本大学が指定する場所で視聴し、同時かつ双方向の指導を実施するもの
- 二 オンデマンド型メディア授業 インターネット等を用いて、授業を録画した音声付き動画を任意の時間及び場所で視聴した後、インター

ネット等を活用して双方向の指導を実施するもの

三 対面指導型メディア授業 インターネット等又は電磁的記録媒体を用いて、授業を録画した音声付き動画を本大学の指定する場所及び施設で視聴した後に、インスタグラマーによる対面指導を実施するもの

2 正科生は、その在籍期間中に、前項に定めるメディア授業を受講し、授業科目の単位（以下「メディア授業単位」という。）を修得することができる。

3 前項により修得した単位は、前条第一項各号の面接授業単位に代えることができる。

4 第一項第一号に定めるメディア授業の日時及び実施会場並びに同項第二号及び第三号に定めるメディア授業の開講期間については、そのつど公示する。

（他の大学等における授業科目の履修）

第三十一条の三 本大学は、教育上有益と認めるときは、正科生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位は、別に定める単位換算基準により、四十八単位を超えない範囲で通信課程の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（本大学が指定した専修学校の専門課程における学修）

第三十一条の四 本大学は、教育上有益と認めるときは、正科生が本大学が指定した専修学校の専門課程において学修することを許可することができる。

2 前項による学修は、通信課程における授業科目の履修とみなし、別に定める単位換算基準により、単位を与えることができる。

3 前項により与えることのできる単位数は、前条第二項により通信課程の授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて四十八単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数等の認定等）

第三十一条の五 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が通信課程の第一次に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定める単位換算基準により、通信課程の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

できる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が通信課程に編入学する前に第十七条に定める学校において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を別に定める単位換算基準により、通信課程の授業科目の履修により修得したものとみなし、又は第十七条に定める学校において行った学修を、通信課程における授業科目の履修とみなし、別に定める単位換算基準により、単位を与えることができる。

3 第一項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学法学部において修得した単位以外のものについては、第三十一条の三第二項及び前条第二項により通信課程において修得したものとみなす単位数と合わせて四十八単位を超えないものとする。

4 第二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数については、別に定める単位換算基準による。

（学習指導）

第三十二条 正科生の円滑な学修活動を促進するために、適時、必要な学習指導を行う。

第六章 試験及び成績

（試験の実施）

第三十三条 試験は、本大学の校舎又は本大学が指定するその他の施設において実施する。

2 試験の日時、試験科目、実施会場等については、そのつど公示する。

（試験の種類）

第三十四条 各授業科目の単位を修得するためには、当該授業科目の試験に合格しなければならない。

2 試験は、通信授業試験、面接授業試験及びメディア授業試験とする。

（通信授業試験の受験資格）

第三十五条 通信授業試験を受験するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

一 受験しようとする授業科目について、履修届を提出していること。

二 受験しようとする授業科目について、必要な学習報告を提出し、所定の成績を修めていること。

三 第六十条第二号に定める学費を納入していること。

（面接授業試験及びメディア授業試験の受験資格）

第三十六条 面接授業試験又はメディア授業試験を受験するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 受験しようとする授業科目について、履修届を提出していること。
- 二 受験しようとする授業科目について、所定の期間、面接授業又はメディア授業を受講していること。
- 三 第六十条第二号及び第三号に定める学費を納入していること。

第三十七条 削除

第三十八条 削除

第三十九条 削除

(成績の表示)

第四十条 試験の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第七章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第四十一条 卒業の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 四年以上在学すること。
- 二 卒業に必要な単位を修得していること。
- 三 第三十一条第一項に定める面接授業に関する要件を満たしていること。
- 2 卒業に必要な単位は、別表第一に掲げるとおりとする。

(学士の学位)

第四十二条 卒業の要件を備えた者には、学士の学位を授与し、卒業証書・学位記を交付する。

2 学士の学位に付する専攻分野の名称は、法学とする。

第八章 正科生以外の履修者等

第一節 科目等履修生

(科目等履修生)

第四十三条 本大学の学部学生以外の者で、単位修得を目的に通信課程において特定の授業科目を履修する者を、科目等履修生という。

(資格)

第四十四条 科目等履修生として履修を願ひ出ることが出来る者は、第十一条に定める入学の資格を有する者でなければならない。

(登録及び履修の許可)

第四十五条 科目等履修生になろうとする者は、所定の願書に別表第四に定める審査料を添えて出願し、登録及び履修の許可を受けなければならない。

ない。

2 前項の登録及び履修は、審査の上許可する。

3 登録の時期は、四月一日及び十月一日とする。

4 登録手続を五月三十一日までに終えた者は、その年度の四月一日に登録したものとし、十一月三十日までに終えた者は、その年度の十月一日に登録したものとす。

(履修期間)

第四十六条 科目等履修生として、授業科目を履修できる期間は、登録を許可された日から一年とする。

2 前項の期間を超えて履修を継続する場合には、あらかじめ出願しなければならない。

(履修単位)

第四十七条 科目等履修生が一年間に履修できる単位数は、三十単位以内とする。

(授業科目の履修制限)

第四十八条 授業科目のうち、演習、体育実技、情報処理及び導入教育は、履修することができない。

(試験及び単位の修得)

第四十九条 科目等履修生は、許可を受けて、第三十四条に定める試験を受験することができる。

2 前項の試験に合格した者には、当該授業科目の所定の単位を付与し、請求により単位修得証明書を交付する。ただし、科目等履修生として履修した期間は、正科課程の在学年数として認定することはできない。

(面接授業及びメディア授業の受講)

第五十条 科目等履修生は、許可を受けて、面接授業及びメディア授業を受講することができる。ただし、通学面接授業は受講することができない。

2 科目等履修生が受講した面接授業及びメディア授業については、面接授業単位及びメディア授業単位は付与しない。ただし、当該科目等履修生が正科課程に入学した場合は、この限りでない。

(正科生の規定の準用)

第五十一条 科目等履修生に関し、この学則に定めがない事項については、第七章を除き、正科生に関する規定を準用する。

第二節 聴講生

(聴講生)

第五十二条 正科生以外の者で、通信課程において特定の授業科目を聴講する者を、聴講生という。

(資格)

第五十三条 聴講生として聴講を願い出ることができる者は、登録許可日において満十八歳以上の者とする。

(登録及び聴講の許可)

第五十四条 聴講生になろうとする者は、所定の願書に別表第四に定める審査料を添えて出願し、登録及び聴講の許可を受けなければならない。

2 前項の登録及び聴講は、審査の上許可する。

3 出願の時期は、別に定める。

(聴講期間)

第五十五条 聴講期間は、登録を許可された日から一年とする。

2 前項の期間を超えて聴講を継続する場合には、あらかじめ出願しなければならない。

(授業科目の聴講制限)

第五十六条 授業科目のうち、演習、体育実技、情報処理及び導入教育は、聴講することができない。

(受験)

第五十七条 聴講生は、許可を受けて、第三十四条に定める試験を受験することができる。

2 前項の試験に合格した者には、請求により成績証明書を交付する。ただし、授業科目の単位は付与しない。

(面接授業及びメディア授業の聴講)

第五十八条 聴講生は、許可を受けて、面接授業及びメディア授業を聴講することができる。ただし、通学面接授業は聴講することができない。

2 聴講生が聴講した面接授業及びメディア授業については、面接授業単位及びメディア授業単位は付与しない。

第九章 入学検定料、学費及び手数料

(入学検定料)

第五十九条 入学(編入学及び再入学を含む。)を志願する者は、別表第四に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 科目等履修生又は聴講生として登録を希望する者は、別表第四に定める審査料を納入しなければならない。ただし、第四十六条第二項に規定する履修期間又は第五十五条第二項に規定する聴講期間を超えて継続して履修又は聴講を願い出る者については、審査料を免除する。

(学費)

第六十条 学費の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その金額は、別表第二に定めるとおりとする。

一 入学金、登録料

二 基本授業料、科目履修料、聴講料、特別科目履修料、追加履修料、メディア型教材視聴料

三 夏期面接授業受講料、短期面接授業受講料、通学面接授業受講料、メディア授業受講料、(リアルタイム型メディア授業受講料、オンデマンド型メディア授業受講料、対面指導型メディア授業受講料)、演習受講料、導入教育受講料

(入学金等の納入)

第六十一条 入学又は登録を許可された者は、前条に定める学費を、それぞれ納入しなければならない。

(編入学等の場合の入学金)

第六十一条の二 編入学、再入学及び転部科の場合の入学金の納入額は、別表第二の二に掲げるとおりとする。

(基本授業料等の納入)

第六十二条 正科生として授業科目を履修しようとする者は、指定された期日までに、基本授業料を納入しなければならない。

2 科目等履修生として授業科目を履修しようとする者は、指定された期日までに、別表第二に定める科目履修料を納入しなければならない。

- 3 聴講生として授業科目を聴講しようとする者は、指定された期日までに、別表第二に定める聴講料を納入しなければならない。
- 4 第二十八条第三項に基づき、年次別最高履修単位を超えて追加履修をしようとする者は、指定された期日までに、所要の追加履修料を納入しなければならない。ただし、追加履修として演習及び情報処理を受講する場合には、当該科目の追加履修料を免除する。
- 5 第二十九条第二項第三号に基づき、メディア型教材を視聴しようとする者は、指定された期日までに、所要のメディア型教材視聴料を納入しなければならない。

(面接授業受講料等の納入)

第六十三条 面接授業、メディア授業及び演習を受講する者は、指定された期日までに、第六十条第三号に定める学費を、それぞれ納入しなければならない。

2 科目等履修生又は聴講生が面接授業(通学面接授業を除く。)及びメディア授業を受講する場合は、指定された期日までに、第六十条第三号に定める学費を納入しなければならない。

(手数料等)

第六十四条 手数料の種類及び金額については、別表第三に定めるとおりとする。

2 教材の再交付を請求する者は、別表第三の二に定める費用を納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、特に必要があるときは、特別の手数料又は費用を徴収することができる。

(学費等の改定)

第六十五条 入学検定料、審査料、学費及び手数料は、経済事情等の変化によって、改定することができる。

(学費等の返還制限)

第六十六条 納入された入学検定料、審査料、学費及び手数料は、返還しない。

第十章 学生証等

(学生証等)

第六十七条 入学(編入学及び再入学を含む。)の手續を終えた者には、学生証を交付する。

2 科目等履修生の登録手續を終えた者には、科目等履修生証を交付する。

3 聴講生の登録手續を終えた者には、聴講生証を交付する。

(学生証等の提示)

第六十八条 学生は、常に学生証(科目等履修生証及び聴講生証を含む。以下同じ。)を携帯し、本大学の教職員(本大学から委託を受けた者を含む。)から要求されたときは、いつでも学生証を提示しなければならない。

第十一章 奨学及び賞罰

(奨学)

第六十九条 能力があるにもかかわらず、経済的事由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者には、奨学の方法を講ずることができ

る。

2 奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付とする。

3 奨学に関する事項は、別に定める。

(学生の守るべき事項及び賞罰)

第七十条 学生の守るべき事項及び賞罰に関し、この学則に定めがない事項については、通学課程の例による。

第十二章 中央大学学則の準用

(この学則に定めがない事項)

第七十一条 通信課程の組織・運営に関し、この学則に定めがない事項については、中央大学学則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、昭和四十五年一月十二日から施行する。

(経過措置)

2 第十六条第二項第二号、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十八条第三項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十六条第三項、同条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十三条及び第四十五条第二項第三号の規定並びに別表第一は、昭和四十五年五月一日以降に入学手續きを終えた者(編入学学生、教職生、特修生及び科目別履修生を含む。)から適用し、昭和四十五年四月三十日以前に入学手續きを終えた

者については、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行前に交付された受講証は、第七十六条の規定により交付された登録証とみなす。
- 4 前二項に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（規程第四百四十四号）

この学則は、昭和四十七年二月十八日から施行し、昭和四十五年一月十二日から適用する。

附 則（規程第百八十九号）

この学則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第二百五十三号）

この学則は、昭和四十八年十二月三日から施行する。

附 則（規程第二百九十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十年一月二十日から施行する。

（経過措置）

- 2 第六十五条第二項及び第七十条第二項の規定は、昭和五十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和四十九年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二百九十五号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第十九条第四項の規定は、昭和五十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和四十九年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（規程第四百四十四号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第六十四条第三項の規定は、昭和五十一年十二月二十日から施行する。

（経過措置）

- 2 第六十五条第二項の規定は、昭和五十二年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十一年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第四百五十七号）

この学則は、昭和五十二年十二月十五日から施行する。

附 則（規程第六百四十九号）

この学則は、昭和五十五年十月九日から施行する。

附 則（規程第七百五十八号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十七年十一月二十日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第六十五条第二項別表第二及び第七十条第二項別表第三に掲げる金額は、昭和五十八年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十七年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第八百四十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十八年十二月二十四日から施行する。

（適用の特例）

- 2 この学則による改正後の第二十五条第二項別表第一は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第九百三十四号）

この学則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
附 則（規程第一千三百号）

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
附 則（規程第一千百十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項の定めにかかわらず、この学則による改正後の別表第一は、平成二年四月一日から施行し、平成二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第一千百三十三号）

この学則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（規程第一千百六十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第二十六条及び別表第一は、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、平成元年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第一千二百四十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年七月一日から施行する。

（学士の学位に関する経過措置）

2 改正前の中央大学通信教育部学則による学士の称号は、改正後の中央大学通信教育部学則による学士の学位とみなす。

附 則（規程第一千三百五十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この学則による改正前の中央大学通信教育部学則に基づいて修得した授業科目単位の取扱いについては、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日の時点において、この学則による改正前の中央大学通信教育部学則に基づいて、民法一部、民法二部、民法三部、民法四部、商法一部、商法四部、外国法一部、労働法、外交史、数学、地学、生物学、物理学、化学の授業科目を現に履修中の者については、平成五年度に限り、従前の例によって取り扱う。

4 第一項の規定にかかわらず、この学則による改正前の中央大学通信教育部学則に基づく特修生として、現に修学中の者については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

（中央大学通信教育部の組織に関する規定の廃止）

6 中央大学通信教育部の組織に関する規定（規程第十六号）は、廃止する。

附 則（規程第一千七百号）

この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第一千七百十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第十七条及び第三十八条の規定並びに別表第一は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第七百六十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行の際、現に科目別履修生として登録している者の履修等については、なお従前の例による。

附 則（規程第八百三十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二に掲げる通年面接授業の受講料は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第八百四十五号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百十六号）

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百六十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第三十一条第二項の規定は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第九百九十二号）

この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十五年九月十九日から施行する。ただし、第十三条、第四十条、第四十五条及び第五十四条の改正規定並びに別表第一の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第四十条の規定及び別表第一は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千七十四号）

この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十一条の四の規定は、平成十五年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千四十五号）

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百九十九号）

この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百六十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(追加履修料の特例)

2 平成二十二年度以前の入学生が、導入教育を受講する場合には、当該科目の追加履修料を免除する。

附 則 (規程第二千四百三十号)

(施行期日)

1 この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、「演習一」、「演習二」、「演習三」については、平成二十三年十月一日以前の入学生にも適用する。

附 則 (規程第二千五百五号)

この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千五百八十号)

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千七百二十四号)

(施行期日)

1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、平成二十九年十月一日以前の入学生に適用するカリキュラムについては、別に定める。

附 則 (規程第二千七百九十九号)

(施行期日)

1 この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の第三十一条の三、第三十一条の四及び第三十一条の五の規定は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年十月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千九百四十七号)

(施行期日)

1 この学則は、令和三年十二月六日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができる。

附 則 (規程第二千九百七十一号)

(施行期日)

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第四十条は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第三千三十一号)

この学則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第三千四百四十五号)

(施行期日)

1 この学則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一は、平成三十年度以降の入学生に適用し、平成二十九年以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第一中「商法（会社法）二」については、平成二十九年以前の入学生にも適用す

る。

附 則（規程第三千四百十六号）

（施行期日）

1 この学則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、令和七年度以降の入学生から適用し、令和六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第一中「有価証券法」「民事執行法・民事保全法」については、令和六年度以前の入学生にも適用する。